

令和3年4月7日

保護者様

東戸塚小学校
校長 南部 礼子

学校感染症について

法律に定められた学校感染症にかかった場合、流行を防ぐため医師の指示のもとに、出席停止となります。本校では、医師から登校可能の診断を受けましたら、保護者が医師の指示内容を「治癒届」に記入し、提出するようお願いしております。

各ご家庭で「治癒届」の用紙を保存していただき、必要な場合に切り取って学校までご提出ください。紛失した場合や不足した場合は、新しい用紙をお渡しします。担任までご連絡ください。（学校ホームページからのダウンロードも可能です）

なお、治癒届は医師に記入していただく必要はありません。保護者が記入し提出してください。

学校感染症

	病名	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 パスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARSコロナウイルスであるものに限る） 中東呼吸器症候群及び特定鳥インフルエンザ	} 治癒するまで
第2種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療終了まで
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	結核	感染のおそれなくなるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれなくなるまで	
第3種	腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 コレラ 細菌性赤痢 腸チフス パラチフス その他の感染症	} 感染のおそれなくなるまで

※新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症は、第一種の感染症とみなす。

※令和3年2月現在 新型コロナウイルス感染症は、指定感染症であるため、第一種とみなす。